

入学料免除・徴収猶予の申請について

○学部入学予定者のうち、入学料免除・徴収猶予の申請を希望する者は、入学料の納入前に以下の手続きを行ってください。

■下記期間（※土・日・祝日を除く）の8時30分～17時00分間に学生支援課（042-580-8117）まで必ず電話で照会してください。入学料免除・徴収猶予対象者に該当するか確認後、申請方法をお知らせします。

記

- ・推薦入試合格者 2月15日（金）まで
- ・私費外国人留学生入試合格者 3月8日（金）まで
- ・前期日程合格者 3月12日（火）**12時まで**
- ・外国学校出身者入試合格者 3月12日（火）**12時まで**
- ・後期日程合格者 3月25日（月）**12時まで** **3月22日（金）のみ19時まで受け付けます**

○入学料免除・徴収猶予の対象者は次のとおりです。

（1）入学料免除

①本学の学部に入学者であって、入学前1年以内において本人の学資を主として負担している者が死亡し、又は、本人もしくは本人の学資を主として負担している者が風水害等の被害を受けたことにより、入学料の納入が著しく困難であると認められるもの

②上記①に準ずる場合であって、学長が相当と認める事由がある者

※平成25年度4月入学者の入学料免除規則の取扱について

東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所の事故による被災対象地域において、学資負担者が被災し、その影響で家計が急変し、入学時点においても修学の継続が困難になっている者は、上記②に準ずる場合であって、相当と認める事由があるものとする。

（2）入学料徴収猶予

①上記入学料免除の対象者の①又は②に該当する者

②経済的な理由により、入学料の納入が困難であり、かつ学業優秀と認められる者

※なお、入学料免除については、対象が非常に限定されており、かつ対象者であっても免除されるとは限らないことから、入学料の準備は事前に十分行っておいてください。入学料免除の結果については6月初旬頃郵送にて通知し、半額免除者ならびに不許可者については、免除結果の告知を受けた日から起算して14日以内の指定された日までに免除判定結果を踏まえた入学料を納入していただき、徴収猶予許可者については、10月下旬の指定された日までに入学料を納入していただくことになります。ただし、半額免除あるいは不許可であるが、経済的理由を認定された者については、結果発表後、徴収猶予の手続きを再び行うことにより、徴収を猶予することがあります。詳細は、学生支援課 042-580-8117 までお問い合わせください。

※授業料免除につきましては、本学ホームページ（<http://www.hit-u.ac.jp/shien/fee/exemption.html>）ならびに西キャンパス本館1階・学生支援課窓口にて授業料免除申請要領を2月下旬より配布します。申請期間は、4月1日（月）～4月8日（月）の8時30分～17時00分（5日（金）、8日（月）は8時30分～18時10分）となっておりますので、ご注意ください。

授業料につきましても、必ず納入前に手続きを行ってください。

本件連絡先

一橋大学 学務部 学生支援課 奨学事業係

TEL: 042-580-8117

平成 25 年度

入学料免除（徴収猶予）申請要領

学部生用

〈対象者〉

免 除	徴 収 猶 予
1. 入学前 1 年以内に学資負担者が死亡した者	1. 入学前 1 年以内に学資負担者が死亡した者
2. 入学前 1 年以内に本人又は学資負担者が風水害等の災害を受けた場合	2. 入学前 1 年以内に本人又は学資負担者が風水害等の災害を受けた場合
	3. 経済的理由により入学料の納付が困難であり、かつ、学業優秀者

（一橋大学入学料免除及び徴収猶予規則より）

※平成 25 年度 4 月入学者の入学料免除規則の取扱について

東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所の事故による被災対象地域において、学資負担者が被災し、その影響で家計が急変し、入学時点においても修学の継続が困難になっている者は、上記 2 に準ずる場合であって、相当と認める事由があるものとする。（一橋大学入学料免除及び徴収猶予規則第 2 条第二項より）ただし、大学院生の独立生計者は除く。

◎学部においては、入学料免除の申請要件は非常に限定されていますので注意してください。

◎入学料免除（徴収猶予）を申請する者は、提出書類を確認し、提出期限までに郵送による入学手続書類と一緒に（同封して）提出してください。

◎申請しても不許可となることもあるので、入学料納入の準備は事前に行っておいてください。

入学料免除（徴収猶予）申請時に提出していただく全ての書類に記載されている個人情報、入学料免除（徴収猶予）審査・判定業務においてのみ利用され、その他の目的には利用されません。

【提出方法】

郵送による入学手続書類と一緒に（同封して）提出してください。

その際、「入学確約書」以外の入学料免除・徴収猶予申請書類はクリップ等でまとめるようにしてください。また、やむを得ず郵送ができない場合は、学生支援課（042-580-8117）までお問い合わせください。

【受付期間】

入学試験日程ごとの入学手続期間中に申請してください。下記の締め切り日必着でお願いします。期間後の申請は一切認めませんので、ご注意ください。

- ◆推薦入学試験合格者：平成 25 年 2 月 19 日（火）必着
- ◆前期日程入学試験合格者：平成 25 年 3 月 14 日（木）必着
- ◆外国学校出身者入学試験合格者：平成 25 年 3 月 14 日（木）必着

- ◆私費留学生入学試験合格者 : 平成 25 年 3 月 14 日 (木) 必着
持参の場合 (私費留学生入学試験合格者のみ可) : 平成 25 年 3 月 13 日 (水) ~ 15 日 (金) 10 時 ~ 15 時
- ◆後期日程入学試験合格者 : 平成 25 年 3 月 26 日 (火) 必着

【申請書類】

入学確約書以外の免除および徴収猶予申請書類はクリップ等でまとめるようししてください。

	一般学生	私費外国人留学生
入学確約書	○	○
入学料免除 (徴収猶予) 願	○	○
家庭状況調書	○	○
収入状況申立書	○	—
経済状況報告兼申立書	—	○
添付書類 (注 1)	○ (本人及び家族について)	○ (本人及び日本在住の家族について)
結果通知用封筒 (注 2)	○	○

- ・留学生ビザ以外の者や家計支持者が日本で就労している場合は、一般学生となります。
- (注 1) 〈添付する証明書類について〉を参照してください。
- (注 2) **長形 3 号**の封筒に、本人又は保証人の宛名を書き、80 円切手を貼付してください。

【結果発表】

6 月初旬頃、郵送にて結果を通知します。

※ 学生支援課掲示板 (西キャンパス本館西側) 及び本学 Web サイトに通知の旨を掲載しますので、住所変更や郵送事故等で通知の届かない場合は、学生支援課に問い合わせてください。

【納入期限】

6 月中旬頃 (免除結果の告知を受けた日から起算して 14 日以内の指定された日までに納入)

申請上の注意

- ① 上記提出期限までに申請書類の提出のない者は、入学料免除 (徴収猶予) 申請は受け付けられませんので、十分注意してください。
- ② **入学料免除 (徴収猶予) を申請した者は、結果が出るまでは納入を猶予されるので、それまでは入学料を納入しないでください。** (一度納入した入学料は、いかなる理由があっても返還しません。)
- ③ 結果は郵送にて通知するので、申請後に住所変更や帰省・一時帰国・海外調査等がある場合は、必ず学生支援課窓口申し出てください。
- ④ 徴収猶予の結果が発表になり、不許可となった者は、結果の告知日から 14 日以内の指定された日までに、最寄りの銀行等に所定の入学料を納入しなければなりません。納入後は直ちに学生支援課に納入報告をしてください。
- ⑤ 免除結果が発表になり、半額免除あるいは不許可となった者は、所定の入学料を結果の告知日から 14 日以内の指定された日までに、最寄りの銀行等に所定の入学料を納入しなければなりません。納入後は直ちに学生支援課に納入報告をしてください。ただし、半額免除あるいは不許可であるが経済的理由を認定された者については、結果発表後、徴収猶予の手続きを再び行うことにより、徴収を猶予することがあります。
- ⑥ **指定された納入期限までに入学料の納入がない場合には、除籍となる**ので十分注意してください。
- ⑦ 申請を中止する場合は、速やかに学生支援課に連絡のうえ指示をうけてください

添付する証明書類について

◎ **所得証明書（課税証明書）ならびに住民票の提出は必須です。**併せて、下表の該当する全ての事項についての証明書類が必要になります。

※1 所得の有無に関わらず、家族全員について必要です（ただし、私費外国人留学生、乳幼児や大学学部以下の就学者は不要です）。

※2 所得証明書の証明内容は、4月入学者の申請時は前々年分の、10月入学者は前年分の所得を証明したものにになります。

※3 私費外国人留学生の方は、健康保険証のコピーならびに、外国人登録証明書又は外国人登録記載事項証明書のどちらか一方のコピーを提出してください（外国人登録証明書は両面のコピーをお願いします）。

区 分	添 付 書 類	発行機関等
入学前1年以内に学資負担者が死亡した場合	戸籍謄本又は死亡診断書	市区町村役場
★家族全員について(必須：上記参照)	※1 所得（課税）証明書、※2 住民票	市区町村役場
給与所得者（パートを含む）	源泉徴収票（前年分）又は年収（月収）見込証明書又は最新の給与明細(3ヶ月以上)	勤務先 勤務先
アルバイト（本人含む）	源泉徴収票（前年分）又は最新の給与明細(3ヶ月以上)又は雇用契約書	勤務先
自営業者等（会社の代表含む） 雑所得のある者（給与所得者含む）	確定申告書の第一表・第二表（分離課税の申告のある者は第三表も必要）の写（前年分）又は市民税・県民税申告書の写	税務署・自治体等に申告した控え
年金受給者(恩給、老齢、遺族、障害等)	源泉徴収票（前年分）又は年金支払証明書又は年金額改定通知書又は最新の年金額（振込）通知書等	保管中のもの
退職者	退職金支給額証明書又は退職所得源泉徴収票	元勤務先
休職者	短期給付金支給証明書又は育児休業基本給付金支給決定通知書の写等	勤務先
失業者	雇用保険受給資格者証の写	職業安定所
無職者(予備校生及び各種学校生含む)	無職無収入申立書（授業料免除申請要領の様式12）	家計支持者作成
生活保護受給世帯	保護決定（変更）通知書の写（受給額のわかるもの）	保管中のもの
児童扶養手当受給世帯(母子・父子家庭等)	児童扶養・育成手当受給関係通知書の写等(受給額のわかるもの)	保管中のもの
個人で申請している奨学金の受給者	受給証の写等（受給額のわかるもの）	保管中のもの
入学前1年以内に保険金等の臨時所得がある場合	所得額を証明する書類	保険会社等
就学者のいる世帯(本人及び小中高生を除く)	在学証明書（有効期限付の学生証の写でも可）	在学校
障害者がいる世帯（本人を含む）	身体障害者手帳の写	保管中のもの
原爆被爆者（障害がある場合）がいる世帯	健康管理手当証書の写	保管中のもの
長期療養者(6ヶ月以上経過又は見込みを含む)のいる世帯	診断書及び療養費の領収書(最近6ヶ月以内のもの)及び高額医療費の還付金の通知書(該当者のみ)	医療機関等(申立書は家計支持者が作成・押印のこと)
家計支持者が別居の場合(単身赴任等)	別居を証明する書類(辞令又は住民票等)及び赴任先の住居費と水道光熱費の領収書(最近6ヶ月以内のもの)	勤務先及び 保管中のもの
震災・火災・風水害・盗難等の被害を受けた世帯	罹災証明書、被災額証明書、盗難届出証明書、及びその他必要書類	消防署、警察署、 市区町村役場等
独立生計者 (学部生には適用しません)	○現在生計を同一にする者の上記に関する証明書類 ○本人が所得税法上親の扶養から外れていることを証明する書類(父母等の所得証明書等) ○本人の健康保険証の写	市区町村役場
独立生計者・私費外国人留学生	○経済状況報告兼申立書の申告内容を証明する書類 ※詳細については、「経済状況報告兼申立書(独立生計者・私費外国人留学生)」の注意事項を参照してください。	保管中のもの

【注意】

1. 「添付する証明書類」は、区分に該当する本人を含む家族の方について早めに準備してください。なお、ひとりに複数の該当事項がある場合は該当する全ての書類が必要になります。(※私費外国人留学生で日本に同居家族がいる場合

(次のページへ続く)

は、家族全員分の外国人登録証明書の写又は外国人登録原票記載事項証明書を提出してください。

2. 入学料免除・授業料免除・日本学生支援機構奨学金等を併願する場合で、添付書類が共通のものは、1通を原本とし、他はコピーとしても差し支えありません。
3. 申請書類（願書及び証明書類）が不備のものは、審査の対象とならないので注意してください。
4. 必要に応じて、他に書類を求めることがあります。
5. 授業料免除を併せて申請する方は、原本は片方あれば結構です（各種証明書類）。その場合、必ずコピーの提出をお願いします。
6. 源泉徴収票や療養費の領収書など、サイズの小さな書類は、出来る限りA3又はA4サイズでまとめてコピーして提出して下さい。

「家庭状況調書」記入上の注意

調書は、選考上大切な資料ですので、下記の注意事項を参照のうえ、出願時現在（4月1日現在）の状態をありのまま記入してください。

記入すべきことが書かれていないとき、判読困難等不備の調書は選考から除外される可能性があるので注意してください。また、記入内容が故意に事実と相違して記入してある場合は、免除及び徴収猶予の許可後においても免除・徴収猶予の許可及び入学を取り消される場合があるので、正確に記入してください。

② 欄

「連絡先（実家等）」は、本人不在の場合に連絡の取れる者を記入しますが、原則として日本国内に在住の父母兄弟姉を記入してください。事情により記入できない場合は、これに代わる者を記入してください。（申請書類の記載内容について確認の問い合わせを行う場合に使用します。）

※私費外国人留学生の場合は、日本国内在住の父母兄弟のほか、知人等の記入でも結構です。（学生はできるだけ避けてください。）

③ 欄

「就学者を除く家族」と「就学者」とに分けて記入してください。

- (1) **家族**とは、同居、別居を問わず2親等以内（祖父母・父母・兄弟姉妹）の者、及び2親等以外の者でも生計を同一にする者は全員（私費外国人留学生は、日本在住の家族のみ）記入してください。ただし、別居独立の生計を営む兄弟姉妹、及び生計を同一にしない別居の祖父母は記入の必要はありません。

また、家計支持者に○印を、就学者を除く家族のうち家族と別居の者には×印を、続柄欄の続柄の右に付けてください。

- (2) **就学者**とは、大学（大学院・専攻科・別科を含む。放送大学は全科履修生・修士全科生に限る）・高等専門学校・高等学校・中学校・小学校・盲学校・ろう学校・養護学校並びに国立養護教諭養成所及び専修学校（高等課程・専門課程に在籍の者）に在学する者に限ります。

なお、各種学校（洋裁学校・予備校等）、大学校、インターナショナル・スクールなどに通学する者や大学の研究生、聴講生等は「就学者を除く家族」欄に記入してください。

就学者のうち、小・中学校以外については、必ず設置者（国・公・私立）の別、通学区分（自宅・自宅外）を明記し、また専修学校には学校名の後に高等あるいは専門のいずれの課程かを括弧書き等で明記してください。なお、自宅外の本人については、学生寮及び学生寮以外の別まで明記してください。（※学生寮とは一橋大学が設置する学生のための寄宿舎をいいます。）

奨学金年額は、平成25年4月以降に受給が確定している奨学金について、当該年度分（4月～3月）の受給予定額を記入してください。（平成25年3月31日現在確定しているもの。）

（※日本学生支援機構の予約奨学生は、まだ受給が確定していませんので、記入しないでください。）

- (3) **職業**は、食料品小売業、洋服仕立業、会社員、公務員、小学校教員、団体職員などと記入してください。

- (4) **在職期間**は、現在の職業に就いてからの年数を記入してください。

- (5) **賞与の有無**について、該当する方に印を付けてください。

- (6) **収入金額**とは、前年の1月～12月までの1年分（奨学金は、前期分においては前年度末日までに確定している当該年度分、後期分においては前期末日までに確定している当該年度分）の収入金額です。次を参考に「給与の収入金額」と「給与以外の収入金額」とに分けて記入してください。

※千円単位の金額欄について、端数を切り捨てて記入してください。

給 与…給料、賃金、賞与、役員報酬、専従者給与、年金、生活扶助費、傷病手当、失業給付金、児

童扶養手当、障害者手当、ティーチング（リサーチ）・アシスタント手当、日本学術振興会研究奨励金 等

給与以外…商業・工業・農業・林業・漁業所得・塾・大工・左官・その他自営業、会社の代表、不動産所得、利子、配当、退職金、保険金、預貯金、他からの援助、国費外国人留学生給与 等

添付する証明書類を参照し、必ず家族に確認して次のように記入してください。

- a) 給与の収入金額（税込）は、源泉徴収票の「支払金額」欄に記載されている金額、又は給与明細等によって推算できる12ヶ月分（賞与のある給与収入については、15ヶ月分）の支払金額を記入してください。
- b) 給与収入以外の収入金額（必要経費控除後の額）は、確定申告でいう「給与以外の収入金額」から必要経費を控除した額を記入してください。
- c) 前年の中途又は当年新たに就職・転職（開業・転業等を含む）した場合は、出願時現在の職業の月収及び賞与等を考慮の上、年間の収入見込額を推算して記入してください。

◎ 「収入金額」については、新規採用・失業・転職等で記入額が不明な場合は無記入でも結構です。

④ 欄

父母が死亡等の場合、生活保護を受給している場合、家族のうち身体障害者・原爆被爆者・長期療養者がいる場合、主たる家計支持者の別居、災害等の被害があった場合は、この欄に記入してください。

※千円単位の金額欄について、端数を切り上げて記入してください。

- a) 主たる家計支持者が別居している場合とは、単身赴任等のため家計支持者が家族と別居している場合で、別居のために特別に支出している住居費、水道光熱費について、願書を提出する最近6ヶ月間以内の領収書により年間の見込金額を記入してください。
- b) 長期療養者とは、6ヶ月以上療養中又は療養見込みの者で、願書を提出する最近6ヶ月間以内の療養費の領収書（入院の場合の食費を除く）により年間の見込金額を記入してください。併せて授業料免除申請をする方は、（様式9）長期療養証明書のコピーを提出していただいても結構です。
- c) 災害等の被害があった場合とは、申請時の前年以降に、日常生活を営むために必要な資材あるいは生活費を得るための基本的な生産手段（田・畑・店舗等）に被害がある場合で、将来長期にわたって支出増又は収入減になると認められる年間金額を記入してください。

「経済状況報告兼申立書（私費外国人留学生のみ）」記入上の注意

「経済状況報告兼申立書」は、私費外国人留学生に提出していただく書類です。こちらの注意事項を良く読んで、記入漏れ・不足書類等の無いよう提出してください。なお、記入内容が故意に事実と相違して記入してある場合は、許可された免除について取り消しますので、正確に記入してください。

1. 区分

申請者本人の該当区分を○で囲んでください。

2. 現在の同居生活人数

申請者本人を含めた同居生活している人数を記入してください。（1人暮らしの場合は“1”と記入してください。）

3. 1ヶ月の平均生活費の内訳（現在の同居生活者全体について）

免除申請後約6ヶ月間をどう生活する予定なのか、1ヶ月の平均生活費の内訳を記入してください。その際に、収入と支出の合計が一致するよう注意してください。また、今後の生活を考えるうえで現在申請中の奨学金が不可欠な者は、奨学金が不採用となった場合それをどう補う予定なのか、奨学金の括弧内に記入してください。下記の表を参考に、収入の申告内容が確認できる証明書類をそれぞれ提出してください。（併せて授業料免除申請をする場合は、原本は片方で可。その場合、必ずコピーを提出してください）

○収入の申告内容が確認できる証明書類

収入の内訳	証明書類（申告内容が確認できればいずれか1つで可）
家庭・親戚等からの仕送り・援助	通帳の写（2ヶ月分）、援助者直筆の申立書（授業料免除申請要領の様式12を使用してください。書式自由の申立書でも構いませんが、援助金額・記載日・署名・捺印を必ず入れてください。）等
アルバイト	源泉徴収票、給与明細等
常勤職の給料	源泉徴収票、給与明細、確定申告書等
奨学金	大学側で確認するので証明書類不要（ただし、個人申請の奨学金の場合は、受給金額が確認できる受給証の写等が必要）
貯金・貯蓄より	通帳の写（2ヶ月分）等
国費外国人留学生の給与	国費外国人留学生証明書の写等

※ その他の収入がある者も、申告内容が確認できる書類を提出してください

※ 来日したばかりの私費外国人留学生で証明書類の提出が困難な者は、下記を参照してください。

・学部生…入試の手続きの際に本学に提出した「留学にかかる経費負担計画書」に基づいて、1ヶ月の平均生活費の内訳を記入してください。

・大学院（修士・博士・専門職大学院）

…1ヶ月の平均生活費の内訳を記入のうえ、本人の収入が確認できる書類（入国の際に提出する収入に関する証明書の写、本人もしくは親族等名義の銀行等における預金残高証明書の写、奨学金受給証の写等）を提出してください。

(注) 外国語の証明書を提出する場合は、日本語訳を付けてください。また、外貨で表示されている金額については、直近の為替レートを用いて円に換算してください。

4. 奨学金について

平成25年4月以降に受給が確定している奨学金がある者は、各項目に記入してください。

（平成25年3月31日現在確定しているもの。）

（※日本学生支援機構の予約奨学生は、まだ受給が確定していませんので、記入しないでください。）

5. アルバイト・給与について

現在行っている恒常的なアルバイトについて、各項目に記入してください。また、それぞれのアルバイトについて源泉徴収票・給与明細3ヶ月分のどちらか1つを提出してください。

6. その他

その他の特殊事情等があれば記入してください。

◎ 求めている証明書類で重複しているものは、1部だけの提出で結構です。

入学確約書

一橋大学長 殿

私は、入学料の（免除・徴収猶予）を申請中のため、入学料を納付しておりませんが、一橋大学に入学することを確約します。

平成 年 月 日

受験番号 _____

氏名 _____ (印)

住所 _____

電話番号 _____

家 庭 状 況 調 書

- (注意) 1. 調書の記入については、別紙の「記入上の注意」を参照すること。
 2. 千円単位の金額欄について、③は端数を切り捨て、④は端数を切り上げること。
 3. 複数の選択する項目がある場合は、該当する部分を○で囲むこと。

① 出 願 者	所 属	学 部		学籍番号	氏 名	フリガナ				
	住 所	入学前	〒		入学年度：平成25年度		TEL () -	㊦		
		入学後	〒				TEL () -	(入学後の住居区分) 自宅・下宿・学生寮 アパート・その他		
② (実家等) 連絡先	氏 名		本人との続柄	(現住所) 〒						
				TEL () -						
③ 家族及び収入 別居者に×・家計支持者に○	就学者を除く家族	続柄	氏 名	年齢	職業	在職期間	賞与	給与の収入金額 (税込)	給与以外の収入金額 (必要経費控除後の額)	
		父				年	有・無	千円	千円	
		母					年	有・無	千円	千円
							年	有・無	千円	千円
							年	有・無	千円	千円
	就学者	続柄	氏 名	年齢	在学名		学年	通学区分	奨学金年額	
		本人			国立 一橋大学			自宅・自宅外 (学生寮・学生寮以外)	千円	
					立			自宅・自宅外	/	
					立			自宅・自宅外		
					立			自宅・自宅外		
④ 家 族 状 況	父母が死亡等の場合		続 柄	区 分			年 月			
			父 母	死亡 離別 その他 ()			昭和・平成 年 月～			
	生活保護受給世帯の場合		受給開始時期：昭和・平成 年 月～							
	障害者等がいる場合		続 柄	氏 名	障害者手帳番号			年 月		
								昭和・平成 年 月～		
	長期療養者がいる場合 (領収書の額) 千円		続 柄	氏 名	程度 (通院・入院等)			年 月		
								昭和・平成 年 月～		
	主たる家計支持者が 別居している場合 (領収書の額) 千円		続 柄	別 居 先 住 所				年 月		
			勤務先電話番号 () -				昭和・平成 年 月～			
災害等の被害があった場合 (被災額) 千円		種 類		災害等の状況・程度			年 月			
		火 災・風水害・地 震 その他 _____					平成 年 月～			

収入状況申立書 (一般学生のみ)

学籍番号 _____

氏名 _____

1. 奨学金について

- (1) 平成25年4月以降に受給が確定している奨学金について、該当の有無を選んでください。
(平成25年3月31日現在、確定しているもの。)

該当あり 該当なし

- (2) 該当ありの場合は、以下に記入してください。

・平成25年4月以降に受給が確定している奨学金

奨学団体名	受給期間	月額	備考
日本学生支援機構Ⅰ種・Ⅱ種	年 月～ 年 月	円	
日本学生支援機構Ⅰ種・Ⅱ種	年 月～ 年 月	円	
	年 月～ 年 月	円	
	年 月～ 年 月	円	

※ 個人申請の奨学金を受給している場合もすべて記入してください。

※ 受給期間とは、その奨学金の交付の開始から終了までのことです。(受給が終了している奨学金については、記入の必要はありません。)

※ 日本学生支援機構の予約奨学生は、まだ受給が確定していないので記入しないでください。

2. アルバイト又は定職について

- (1) 申請時現在恒常的に行っているアルバイト又は定職について、該当の有無を選んでください。

該当あり 該当なし

- (2) 該当ありの場合は、以下に記入してください。

・会社名等・職種 _____

期間 平成_____年_____月 ~ 平成_____年_____月 (予定)

週_____時間勤務 時給_____円 月額_____円

・会社名等・職種 _____

期間 平成_____年_____月 ~ 平成_____年_____月 (予定)

週_____時間勤務 時給_____円 月額_____円

- (3) 上記について、特殊事情等があれば記入してください。

経済状況報告兼申立書 (私費外国人留学生のみ)

所 属 _____ 学部 _____ 学籍番号 _____ 氏 名 _____

1. 現在の同居生活人数……申請者本人も含めて _____ 名 (1人暮らしの場合は“1”と記入)
2. 1ヶ月の平均生計費の内訳 (現在の同居生活者全体についてのもの)

※免除申請後6ヶ月間をどう生活する予定なのか、各自の責任で計画を立てたうえで、下表に記入してください。

収 入 (1ヶ月)		支 出 (1ヶ月)	
1 仕送り・援助	円	1 勉学費・研究費	円
2 アルバイト	円	2 食費	円
3 常勤職の給与	円	3 住居費	円
4 奨学金又は ()	円	4 交通費	円
5 貯金・貯蓄	円	5 教養娯楽費	円
6 その他	円	6 水道光熱費	円
7	円	7 その他	円
8	円	8	円
合 計	円	合 計	円

(注意) 収入及び支出の合計金額が一致するように記入してください。

3. 奨学金について

平成25年4月以降に受給が確定している奨学金がある者は、下表に記入してください。

(平成25年3月31日現在、確定しているもの。)

- ・平成25年4月以降に受給が確定している奨学金

奨学団体名	受給期間	月額	備考
	年 月～ 年 月	円	
	年 月～ 年 月	円	
	年 月～ 年 月	円	

※ 個人申請の奨学金を受給している場合もすべて記入してください。

※ 受給期間とは、その奨学金の交付の開始から終了までのことです。(受給が終了している奨学金については、記入の必要はありません。)

※ 日本学生支援機構の予約奨学生は、まだ受給が確定していないので記入しないでください。

4. アルバイト・給与について

申請時現在恒常的に行っているアルバイトについて、下表に記入してください。

会社名等・職種	勤務予定期間	条 件 等	収入平均月額	備 考
	年 月から 年 月まで	週 時間 時給 円	円	
	年 月から 年 月まで	週 時間 時給 円	円	

5. その他

特殊事情等があれば記入してください。
